

広島県告示第六百号

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）第十四条の三の規定によつて、臨港道路海田大橋の通行料の徴収業務を次のとおり委託した。

平成二十二年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者		住 所	委託した年月日 （委託期間）
名 称			
広島高速道路公社	広島市中区中町八番一八号	平成二十二年四月二十六日 （平成二十二年四月二十六日～ 平成二十三年三月三十一日）	
ロードマックス有限責任事業組合	広島市南区東本浦町一〇番二二号	平成二十二年四月二十六日 （平成二十二年四月二十六日～ 平成二十三年三月三十一日）	